

コンパクトシティ形成に向けた「立地適正化計画」(素案)、
「地域公共交通網形成計画」(素案)に対する市民意見募集について

1 計画策定について

急速な人口減少と超高齢化が見込まれるなか、将来においても、市民生活を支えるサービスを確保し、地域の活力を維持・向上するため、生活利便施設や住居がまとまって立地する「コンパクトなまちづくり」と、これらの施設へのアクセスを確保する「地域公共交通ネットワークの再編」を目的として両計画を策定するもの。

本年2月3日の建築消防委員会における「計画(たたき台)」の中間報告、その後の市民、関係団体への説明会でのご意見等を踏まえ、今回報告する「計画(素案)」により市民意見募集を行う予定。

2 これまでの取組状況等

平成27年	6月	建築消防委員会において、計画の策定着手を報告
	6月	市民意識調査の実施(~7月)
	7月~	都市計画審議会 専門小委員会等での検討開始
	12月	関係団体への説明(24団体)、説明会の開催 [資料1]
平成28年	2月3日	建築消防委員会報告において、計画(たたき台)を報告
	2月	市民説明会、各区自治総連合会等説明会(~4月)を実施[資料2]

3 北九州市立地適正化計画(素案)の概要 [資料3] [資料4]

(1) 都市機能誘導区域(商業・医療等の高次の都市機能を誘導する区域)

「元気発進!北九州」プラン等の上位計画を考慮し、以下の12拠点において設定

小倉都心、黒崎副都心、門司港、門司、城野、徳力・守恒、下曾根、若松、八幡・東田、折尾、戸畑、学術研究都市

(2) 居住誘導区域(居住を誘導し人口密度を維持する区域)

以下の①「含む区域」から②「含まない区域」を除いて設定

①「含む区域」

(ア) 都市機能誘導区域

(イ) 公共交通利用圏

- ・鉄軌道駅から500mのエリア
- ・バス路線軸から300mのエリア

(ウ) 良好な居住環境が形成・保全される区域

- ・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、又は開発許可による開発・整備区域であって、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域

②「含まない区域」

(ア) 市街化調整区域

(イ) 災害発生のおそれのある区域(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域など)

(ウ) 法令、条例により住宅の建築が制限されている区域(工業専用地域、臨港地区など)

(エ) 宅地造成工事規制区域(斜面地とみなして、含まない区域とする) など

<居住誘導区域の面積等>

- ・面積 約5,600ha (市街化区域 約9,500haの約6割)
- ・人口密度 H22 130人/ha
H52(推計) 108人/ha

(3) 計画の目標

居住誘導区域内の人口密度

H22 130人/ha

H52(目標) 120人/ha (人口密度の減少幅を半分に留めることを目標)

(4) 計画遂行に向けた取組

① 都市機能誘導区域において講ずる施策

- ・街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約
- ・選択と集中の観点からの公共施設の再構築

② 居住誘導区域において講ずる施策

- ・街なか活性化に寄与する住まいづくり
- ・まちづくりと一体となった住まいづくり 等

③ 居住誘導区域外の対応

- ・居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保
- ・地域活力の維持・向上

④ 公共交通の確保策

- ・地域公共交通網形成計画と連携した、交通施策(30施策)とその中の取り組みの柱となる重点施策(7施策)

⑤ 国等の支援制度

- ・金融上、税制上、財政上の支援制度の活用が図られるよう周知

⑥ 届出制度の運用

- ・届出制度の運用による、都市機能や居住の区域内への立地の誘導

4 北九州市地域公共交通網形成計画（素案）の概要 [資料5] [資料6]

(1) 望ましい公共交通ネットワーク

総合交通戦略で設定した公共交通拠点、拠点を結ぶ公共交通軸を基に、運行状況や将来の人口動向を踏まえ、将来の望ましい公共交通ネットワークを再検証

- ① 主要幹線軸：概ね10分に1本以上の運行頻度
 - ② 幹線軸：概ね30分に1本以上の運行頻度
- } 確保・維持



沿線（鉄軌道駅から500m、バス路線軸から300mのエリア）の人口確保
⇒ 居住誘導区域に設定

※居住誘導区域外の公共交通対策（人口減少に伴うバス路線対策）

- フィーダー化
 - おでかけ交通 など
- } 公共交通の確保

(2) 計画の目標（H32）

- ・公共交通人口カバー率・・・80%を維持
- ・公共交通分担率・・・24%に向上
- ・自家用車CO2排出量・・・平成17年度比約6%削減（総合交通戦略を継続）

長期目標（H52）～立地適正化計画と連携した目標設定～

- ・公共交通分担率・・・32%

(3) 持続可能な公共交通ネットワークの再構築を実現するための具体的方策

総合交通戦略での取り組みを継続実施

30の交通施策と7つの重点施策を設定し各種事業を展開（総合交通戦略を継続）

【主な取り組み：地域密着型バスネットワークの提供】

都心部の余力ある輸送力を周辺部に分散させ、効率化を図るとともに地域の实情に応じた輸送サービスを提供する

- 1) 走行環境の改善：大量輸送バス導入や専用レーン整備による定時制・速達性の確保
- 2) 乗継機能の強化：バス停等の待合環境の整備やバリアフリー化の推進、路線利用者確保のため沿線人口の確保
- 3) 路線の見直し：日常生活行動（通院や買物など）を踏まえたフィーダーバスの導入、路線の維持・存続

5 策定スケジュール(予定)

平成28年	3月24日	計画(素案)に対する市民意見募集についての常任委員会報告
	4月中旬	計画(素案)の市民意見募集(～5月中旬)
	5月中旬	公聴会の開催
	8月頃	都市計画審議会の意見聴取 「立地適正化計画」「地域公共交通網形成計画」策定
平成29年	4月頃	「立地適正化計画」施行